

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書Ⅰ
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名

高知県南国市教育委員会

概 要

モデルスクールの概要（平成 28 年 3 月 2 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	南国市立長岡小学校	247 名	21 名
2	南国市立後免野田小学校	140 名	16 名
3	南国市立鳶ヶ池中学校	154 名	17 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

（南国市立長岡小学校）

後免野田小学校と小小連携を図り、人権教育を基盤とした生徒指導に取り組んでいる。特別支援学級も 3 学級あり、ソフト・ハード両面でインクルーシブ教育に取り組んでいる。また、地域の特性として就学前の教育にも課題が多くあり、小 1 プロBLEM解消に取り組むにあたり、誰にでも分かる授業づくりに取り組んでいる。

（南国市立後免野田小学校）

児童数 140 人 10 学級の小規模校ではあるが、特別支援学級がその内 4 学級ある状態である。特別支援学級に在籍しそれぞれの障害種を持つ児童が 17 名おり、通常の学級と交流しながら食農教育等の特色ある学習に取り組んでいる。また、全校児童の 17%（22 人）が LD・ADHD 等の発達障害の可能性があり、全ての児童が分かる授業づくりを研究主題として取り組んでいる。

（南国市立鳶ヶ池中学校）

上記 2 小学校から進学してくる中学校として小中連携教育に取り組み、学力や規範意識の向上に取り組んでいる。中でも、ユニバーサルデザインを中心とした授業づくりに取り組んでおり、LD・ADHD 等の発達障害の可能性のある生徒でも分かる授業を展開している。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

南国市教育委員会では、特別支援教育に関する専門的な知識や技能を持った合理的配慮協力員を、蔦ヶ池中学校ブロック3校（蔦ヶ池中・長岡小・後免野田小）に重点的に配置し、以下の点について取り組みながら、国が進めるインクルーシブ教育システムを推進してきた。

- 1 学校内外におけるインクルーシブ教育システムの普及・推進
- 2 特別支援学校等関係機関との連絡調整
- 3 特別支援学級担任及び特別支援教育学校コーディネーターへのアドバイス
- 4 特別な支援を要する児童生徒の個別の教育支援計画・個別の指導計画や支援引き継ぎシート等の作成・助言
- 5 通常の学級及び特別支援学級の児童生徒についての合理的配慮の実践事例の報告

【モデルスクールとして行った取組】

個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で最も的確に応える指導をできる「合理的配慮」を実践し、自立と社会参加を目指した。

そのため、3校合理的配慮検討委員会を毎学期1回程度実施し、対象児童生徒の個別の教育支援計画に基づく情報共有を行うとともに、支援方法の確認を行った。また、3校合理的配慮協力員の情報交換会を毎月行い、合理的配慮についての研修を行った。

さらに、合理的配慮について全教職員が共通理解を図り、学級・学校・中学校区・家庭・地域で連携し特別な配慮を要する児童生徒の支援を行い、保護者の合意・協力を得ながら、家庭・学校で行う支援の在り方を共有してきた。

3. 成果

- 1 平成 26 年度に引き続き、南国市合理的配慮協力員として前高知市立養護学校の校長を長岡小学校に、元高知市教育研究所特別支援教育班指導主事を後免野田小学校に、特別支援学校担任経験者を蔦ヶ池中学校に計 3 名を配置することができた。各校で年間を通して、インクルーシブ教育について講話・助言を行い、教職員の理解を深めることができた。また、定期的に合理的配慮協力員の会を開催し、各校や児童生徒・保護者の様子を持ち寄り、情報交換を行った。学校内外に共生社会の形成の啓発として、『TOMONI』や『めだかの学校』を発行することができた。さらに、市教委就学相談担当者や特別支援学級等における保護者及び教職員の疑問に答える形での『特別支援教育 Q & A』も発行することができた。
- 2 特別支援学校等関係機関との連携では、特別支援学級担任の指導方法の悩みに対して、合理的配慮協力員が指導案の提供を特別支援学校に求め、学級担任と特別支援学校への橋渡しを行った。
また、特別支援学級担任等との関係構築だけではなく、特別支援学級在籍児童の保護者に対して、特別支援学校中等部等の仕組みや今後の不安な点について、計画的に参観日後の学級懇談で話し合いの場を設定していった。児童生徒の今だけではなく、長い目で見た時、将来のことも含めて福祉の面も紹介等したことは保護者には大変好評であった。なお、合理的配慮協力員と特別支援学級担任とが一緒に南国市福祉事務所へ行き、保護者の欲している情報を入手することで、教員としても福祉を学ぶことができた。
- 3 本年度は 3 校以外の知的障害特別支援学級の指導及び全校研修に、長岡小学校配置の合理的配慮協力員を講師として派遣した。本務校の特別支援教育学校コーディネーターだけではなく、他校の特別支援教育学校コーディネーターとも児童生徒の見取りや指導の在り方や学校としての取組の在り方、その中での校内での役割や特別支援教育の発信の仕方などの研修ができた。1 月末には高知市にある特別支援学校の研究発表会に、合理的配慮協力員とともに本務校の小学校特別支援学級担任が参加し、知的障害児童生徒への支援の在り方等を研修することができた。
- 4 個別の指導計画については、県提示の「チェックリスト」の数値を書き込むことができるものにした。さらには、児童生徒の実態と考えられる背景を区別すること、そして、考えられる背景をどう見取るかが支援に向けての大きな一歩であることを研修することができた。
- 5 小学校 2 校では知的障害特別支援学級に在籍する児童を、中学校では通常の学級に在籍する生徒を中心に、成果報告書にある実践を行うことができた。また、中学校では、SDQ と Q-U、さらにはチェックリストとの関連性を年 2 回高知大学教授に分析依頼し、その後の具体的な手立てを全教員で研修できた。

4. 課題

- 障害者差別解消法が4月からスタートすることを、南国市全教職員がまだ認識できていない。それに伴い、インクルーシブ教育システムの構築、さらには「合理的配慮」についての教職員の意識・認識が乏しい。この実態を受けて、南国市教育委員会も早急に対応をしていかなければならない。
- 対応の仕方としては、所属長会・校長会をかわきりに、来年度高知県教育委員会が行う「中学校ブロック特別支援学校コーディネーター研修」に併せて、南国市教育委員会指導主事も出席し、その中でともに周知をしていく。また、就学前についても幼児教育部会等に働きかけ周知徹底を図っていく。
- さらに、合理的配慮の観点(2)の支援体制の「②-1 専門性のある指導体制の整備」にもあるように、特に個別の指導計画を充実させた支援の提供が大切であることを周知徹底させることが必要である。個別の指導計画を作成するだけでなく、常に日頃からの児童生徒の見取りとともに、個別の指導計画を活用することができるようにしていかなければならない。まずは、個別の指導計画がPDCAサイクルで作成していくものであること、その中でも「考えられる背景・要因」を多角的に見ていける力の育成。そして、加筆修正しながら、常に記録簿としても活用していく必要がある。